

宮古島市子供の居場所の運営事業業務委託 仕様書

1. 業務の目的

本事業は、生活が困窮している子育て世帯の子どもに対して、生活指導や軽食の提供、キャリア教育を行うための居場所を提供し、意欲喚起や学習意欲の向上を図るとともに、自己肯定感を高め将来的な自立を目的とした居場所型学習支援を推進することを目的とする。

2. 基本方針

子供の居場所の運営事業業務委託受託者（以下「業務受託者」という。）は、次に掲げる基本方針に基づき業務を遂行すること。

- (1) 宮古島市子どもの貧困対策児童自立支援員（以下「子ども自立支援員」という。）と連携し、支援対象者の実情や学習レベル等に合わせて安心して学ぶことが出来るよう工夫し、支援目的を達成するために努めること。
- (2) 自立に向けた意欲喚起や学習意欲の向上を図るとともに、学習態度の改善を図るための支援や心のケアの支援を行うこと。
- (3) 民間事業者のノウハウを活用した効果的な事業の実施に努めること。
- (4) 事業の趣旨を踏まえ、真に支援対象者の自立の助長に必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで宮古島市役所福祉部福祉政策課（以下「福祉政策課」という。）と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務を実施すること。
- (6) 業務の実施にあたり、「個人情報保護法」及び「各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドライン」「宮古島市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の態勢を整備すること。
- (7) 上記、業務の目的、基本方針を含む、事業が確実に推進できるように事業従事者が適切な支援を行うために必要な教育を行うこと。

3. 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4. 業務実施体制

業務受託者は、本事業を担当する責任者（居場所管理者）1名のほか、利用人数に応じて必要な支援スタッフを配置しなければならない。

但し、スタッフは、子どもに寄り添いながら支援を行える者とする。

5. 委託業務の実施場所及び日時

- (1) 宮古島市内において業務受託者が設置する学習支援教室
- (2) 運営時間は、月曜日から金曜日まで。
- (3) 開所時間は、原則午後2時から午後9時とする。土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月30日、同月31日を除く毎日とする。ただし、休所日及び開所時間に関しては地域の実情に応じ調整する事も差し支えない。

6. 支援対象者

- (1) 支援対象者は本市内に居住する現に経済的に困窮する、小学生、中学生、高校生、特別支援学校
- (2) 宮古島市就学援助事務取扱要綱に基づく就学援助を受給している世帯。
- (3) 宮古島市就学援助事務取扱要綱に基づく就学援助を受給出来る世帯と同程度の収入の世帯。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援を必要とすると認める世帯。
- (5) 利用者の受入人数は1日10名程度とする。

7. 業務内容

- (1) 居場所の確保
安全で清潔な家庭的な居場所において、気軽に通えるよう工夫し、子ども達への支援を行う。
- (2) 食事の提供
栄養バランスのとれた食事（軽食）の提供を行い、家庭的な雰囲気の中で食育支援を行う。
- (3) 生活支援
基本的な生活習慣、規律的な生活を身につけるための支援や多様な人々との交流を通じた社会的ルールを習得するための支援を行う。
- (4) 学習支援
高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、家庭学習の習慣づけ、学び直し等、個々の状況に応じた学習支援を行う。
- (5) キャリア形成等支援活動
大学体験ツアーや地元企業等と連携した職場体験、各種ボランティア等の参加を通じてキャリア形成につなげる支援
- (6) 車両送迎
必要に応じ送迎を行う。

8. 実施状況の報告等

- (1) 業務受託者は、毎月毎に事業実施報告書を作成し、翌月の10日までに市長に報告するものとする。業務が完了したときは、その日から30日を経過した日又は、翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書、収支精算報告書、その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

9. 守秘義務

- (1) 業務受託者は、業務を行う中、業務上知り得た情報を他にもらし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

10. 事故の取り扱い

- (1) 業務受託者は、本業務中における事故の防止及び発生した事故について必要な措置を取らなければならない。（※保険等に加入し対策をとること。）
- (2) 福祉政策課は、本業務中における事故については一切責任を負わない。

11. その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は福祉政策課と業務受託者で協議の上、決定するものとする。